

別紙 9 Biz-adora スマート UI の規定

第 1 条(利用契約)

当社は、Biz-adora セレクトシリーズ利用規約第 11 条(契約の成立)により契約者が申し込みした契約が Biz-adora スマート UI 契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙 9-1(サービス種別表 Biz-adora スマート UI)に規定するサービス(以下、「本サービスメニュー」といいます)を提供します。

2 当社は、本 Biz-adora スマート UI の規定(以下、「本規定」といいます)の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規定とともに特約を遵守するものとします。

3 本規定と Biz-adora セレクトシリーズ利用規約が矛盾・抵触する場合は、本規定の内容が優先して効力を有するものとします。

第 2 条(無料トライアルサービス)

契約者は、当社所定の無料トライアルサービス契約申込書(以下「トライアル申込書」)を当社に提出することにより、無料トライアルサービスの利用を申し込むものとします。

2 当社は契約者からのトライアル申込書を受領した後、契約者が無料トライアルサービスを利用できるようにシステムの設定を行い、設定完了後、契約者に対して無料トライアルサービスの利用開始日、及び、無料トライアルサービスの終了日の通知をします。当社が契約者に通知した利用開始日、終了日が契約者の無料トライアルサービスの利用開始日、終了日となります。

3 有料サービスを既にご利用中の契約者は、無料トライアルサービスを申し込むことはできません。また、当社は、契約者の過去または現在の有料サービスおよび無料トライアルサービスの利用状況にもとづき、予告なく契約者の無料トライアルサービスの利用を停止することがあります。

4 無料トライアルサービスはいかなる保証も伴わない「現状有姿」で提供され、Biz-adora セレクトシリーズ利用規約第 30 条(損害賠償)の対象外となります。

第 3 条(有料サービス)

契約者は、当社所定の有料サービス契約申込書(以下「サービス申込書」)を当社に提出することにより、有料サービスの利用を申し込むものとします。

2 当社は契約者からのサービス申込書を受領した後、契約者が有料サービスを利用できるようにシステムの設定を行い、設定完了後、契約者に対して有料サービスの利用開始日の通知をします。当社が契約者に通知した利用開始日が契約者の有料サービスの利用開始日となります。

3 無料トライアルサービスから継続して利用する契約者も、当社にサービス申込書を提出するものとします。

4 サービス申込書内容の変更を行う場合には、契約者は、当社に変更内容が記載されたサービス申込書を提出するものとします。当社は、契約者からのサービス申込書を受領した後、契約者が変更された有料サービスを利用できるようにシステムの設定を行い、設定完了後、契約者に対して変更完了日を通知します。

第 4 条(契約者が行う契約の解除)

契約者が、利用契約を解除しようとするときは、解除の月の 1 ヶ月前までに解約の旨及び解約するサービスなどを当社所定の書面にて当社に通知するものとします。

2 解約の通知があった日から当該通知において、解約の月とされた月までの期間が 1 ヶ月未満であるときは、当該通知があった日から 1 ヶ月を経過する月の月末に契約が終了するものとします。

第 5 条(有料サービスの自動更新)

有料サービスは、契約を終了しない限り、1 ヶ月単位で自動的に更新されるものとします。

第 6 条(サービス内容の変更)

当社は、契約者の許諾を得ることなく無料トライアルサービス、有料サービスのサービス内容を変更することができます。

第 7 条(料金等)

本サービスメニューの料金は、別紙 9-2(料金表 Biz-adora スマート UI)のとおりとします。

2 無料トライアルサービス、有料サービスに係らず、スマートフォン、タブレットの購入、維持、及びデータ通信にかかる費用は、本サービスメニューの料金に含まれません。

第 8 条(料金等の支払義務)

契約者は、前条の料金を支払う義務を負います。

2 Biz-adora セレクトシリーズ利用規約第 22 条(提供停止)の規定に基づき、有料サービスの提供が停止された場合であっても、有料サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 9 条(料金等の計算方法)

本サービスメニューの料金については、毎月、暦月にしたがって計算する料金の額とします。但し、利用開始日を含む暦月の月額料金は無料とします。

第 10 条(責任・保証)

契約者は、契約者の責任において、二次利用者への本サービスメニュー利用に関する ID とパスワードを発行するものとします。

2 契約者及び二次利用者は、本サービスメニューのサービス仕様書に記載されている以外の操作を行ってはならないものとします。サービス仕様書に記載されている以外の操作を行ったことによる、契約者及び二次利用者の本サービスメニュー利用に関する各種データの消失、漏洩については、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 本サービスメニューの提供において、契約者及び二次利用者が指定した連携システム側の問題には、当社は一切責任を負わないものとします。但し、連携システムが当社サービスである場合には、その限りではないものとします。

4 契約者が接続に使用するスマートフォン、タブレット端末において、本サービスメニューで提供されるスマート UI 専用クライアントアプリケーション(以下、「専用アプリ」)に起因しない諸問題には、当社は一切の責任を負わないものとします。また、問題の切り分け確認のため、専用アプリのアンインストール及びその他操作を当社から求めた場合には、契約者はこれに応じるものとします。

5 契約者は、本サービスメニューの利用にあたり、専用アプリを Google Inc.が運営する Google Play、及び iTunes 株式会社が運営する APP STORE から、接続に使用するスマートフォン、タブレット端末にダウンロードし、インストールするものとします。なお、Google Play 及び APP STORE の利用にあたっては、各社の定める規約に同意するものとします。

第 11 条(運営上の義務)

契約者は、本サービスメニューに関する問い合わせ窓口を設け、二次利用者からの各種問い合わせに対応するものとします。

2 当社は、本サービスメニューの提供にあたり、契約者に対し、各種問い合わせ窓口を設定します。本サービスメニューに関する当社への各種問い合わせについては、契約者及び当社の両問い合わせ窓口間で行われるものとし、当社は、契約者の二次利用者からの直接の問い合わせには対応しないものとします。

第 12 条(著作権等)

契約者に提供されるアプリケーションおよびその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」)については、その著作権、知的所有権のすべてを当社、または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービスメニュー利用の目的にのみ利用し、これ以外の目的での利用はできないものとします。

3 ソフトウェア等のプログラム及び、付帯する情報の転載、複製、転送、改変、またはリバースエンジニアリング等を禁止します。

付則

本規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。